

7. 1 19
3460

二十日ノ未付給料即時支払

一 解雇者ノ未付歩合ハ即時支払

一 従書員ニ付スル未付手当ハ昭和七年一月末ヨリ起算シ向ク五月

二 毎月月賦掛トナスコト

一 今般不当解雇ヲナサズ

一 解雇者ノ復職ヲ認メズ

一 解雇手当並ニ退職費用トシテ金一封(二〇〇円)支給

法人 債 請 書

株式会社浅野小倉製鋼所争議 (三三一一一B)

福馬縣小倉市許斐町

労働者 二五名

参加者 一七名

本所仲仕ノ労働組合結成拒絶ニ付シ会社所属人夫供給者ハ会社ノ
 意ヲ付交シテ之ヲ阻止スルリ在リザル場合ハ従来仲仕ニ一任スル
 作書取扱人夫既置有テ撤廃ニ旨附言セルニ因リ仲仕側ハ協同盟
 川余仲仕事務所及今ノ指導人等トシテ十一月二日罷業決行シタモ
 社同人等ノ抗争ナク処リ之ヲ復慮シタル(同水平社)前日長ノ調停
 依リ八日日間満解決

安永青坂

労働組合事務所

労働組合事務所 労働者取扱及人夫取扱並ニ協同盟方ヲ経テ